

鹿 児 島 県 公 報

平成29年 6 月 23 日（金）第3325号の 2



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

公 告

○鹿児島県労働委員会の労働者委員の補欠委員候補者の推薦を求める公告

（雇用労政課取扱い） 1

公 告

鹿児島県労働委員会の労働者委員の補欠委員候補者の推薦を求める公告

第45期鹿児島県労働委員会の労働者委員が欠けることに伴い、労働組合法（昭和24年法律第174号）第19条の12第3項の規定により、第45期鹿児島県労働委員会の労働者委員を任命するので、労働組合法施行令（昭和24年政令第231号）第21条第1項の規定により、労働組合に対して次により労働者委員の補欠委員候補者の推薦を求める。

平成29年 6 月 23 日

鹿児島県知事 三反園訓

1 推薦資格を有する労働組合

鹿児島県の区域内のみに組織を有し、かつ、労働組合法第2条及び第5条第2項の規定に適合する旨の鹿児島県労働委員会の決定を受けている労働組合であること。

2 被推薦者の資格

労働組合法第19条の12第6項において準用する同法第19条の4第1項に規定する欠格条項に該当しない者であること。

3 第45期鹿児島県労働委員会の労働者委員の補欠委員の任期

任命の日から平成30年 6 月 30 日まで

4 推薦に基づき任命する労働者委員の補欠委員の人数

1 人

5 推薦手続

労働者委員の補欠委員候補者を推薦しようとするときは、次の書類を鹿児島県商工労働水産部雇用労政課（鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号890-8577）に提出すること。

(1) 労働者委員補欠委員候補者推薦書（別記第1号様式）

(2) 履歴書（別記第2号様式）

(3) 労働組合法施行令第21条第3項に規定する都道府県労働委員会の証明書（鹿児島県労働委員会の証明書発行には10日間程度の期間を要する。）

6 推薦書類の受付期間

平成29年 6 月 23 日（金）から同年 7 月 19 日（水）まで（県の休日を除く。）とし、受付期間はそれぞれの日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。

なお、送付の方法により提出する場合は、平成29年 7 月 19 日の消印のあるものまで受け付ける。

別記

第 1 号様式

労働者委員補欠委員候補者推薦書

平成 年 月 日

鹿児島県知事 殿

所 在 地

労働組合名

代表者氏名

印

第45期鹿児島県労働委員会の労働者委員の補欠委員候補者として次の者を推薦します。

氏 名	年齢	所属労働組合名 及びその者の地位	所属職場及び その者の地位	略 歴

第2号様式

履 歴 書

ふりがな 氏 名			生年月日	昭・平 年 月 日 (歳)
現 住 所			郵便番号	
			電話番号	
学 歴	年	月		
職 歴				
団体（組合） 役 員 歴				
賞 罰				